

# 令和8年度（2026年度）くまもと暮らし魅力発見プロモーション業務委託に係る プロポーザル募集要項

## 1 プロポーザル実施の目的

以下の業務を遂行する上で、高い企画力・運営力等の専門性が必要なことから、これらを有した者を選定するため、プロポーザルを実施する。

本事業は、主に関西圏在住者（熊本県出身の有無は問わない）をターゲットに、熊本県の移住定住情報や観光、物産等の情報を発信し移住定住者の増加促進に寄与するプロモーションを実施するものである。これにより、熊本県の情報を発信するとともに認知度向上を図り、移住先として「選ばれる熊本の実現」を目指すことを目的とする。

## 2 委託する業務

別添「令和8年度（2026年度）くまもと暮らし魅力発見プロモーション業務委託仕様書」のとおり。

※委託する業務の内容については、熊本県大阪事務所及び受託予定者との協議により、予算の範囲内で変わる可能性がある。

## 3 実施スケジュール

(1) 告示（熊本県ホームページ）	令和8年（2026年）7月 6日（月）
(2) 質問書提出期限	令和8年（2026年）7月15日（水）正午
(3) 参加申込書提出期限	令和8年（2026年）7月21日（火）正午
(4) 企画提案書提出期限	令和8年（2026年）7月31日（金）正午
(5) 第一次審査（書類審査）結果通知	令和8年（2026年）8月上旬頃
(6) 最終審査（プレゼンテーション）	令和8年（2026年）8月17日（月）
(7) 審査結果通知	令和8年（2026年）8月下旬頃
(8) 企画内容協議・調整	令和8年（2026年）9月上旬頃
(9) 契約締結	令和8年（2026年）9月中旬頃

## 4 参加資格の要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをされた者
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立てをされた者
  - ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者
- (4) 都道府県税、消費税及び地方消費税並びに熊本県と直接取引する本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。

- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (6) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 5 参加申込み及び質問書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加申込書及び質問書を提出すること。

### (1) プロポーザル参加申込書等

#### ① 提出書類：各1部

ア（様式1）参加申込書

イ（様式2）会社概要及び主な受注実績

ウ 登記事項証明書

法務局が提出日の3カ月以内に発行した現在事項証明書の原本に限る。

エ 直近2事業年度分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）の写し

オ 納税証明書（原本、3カ月以内に発行されたもの）

- ・消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書
- ・都道府県税に未納がないことの証明書

原則として、熊本県税に未納が無いことの証明書を提出することとするが、熊本県内に本社、支店、営業所等が無い場合は、本社の所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納が無いことの証明書を提出すること。

※大阪府等「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人都道府県民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書

カ 委任状

本店の代表者から支店、営業所等の代表者へ契約行為の権限を委任する場合に限る。様式は任意とする。

※提出物の省略

現在、熊本県の入札参加資格を有している者は、上記ウからカまでの書類を省略することができる。その場合、（様式1）にある「(参考) 入札参加資格」欄に該当する登録番号を記入すること。

- ② 提出方法：持参又は郵送（配達証明に限る）
- ③ 提出先：〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-1-3  
大阪駅前第3ビル21階  
熊本県大阪事務所（TEL：06-6344-3883）
- ④ 提出期限：令和8年（2026年）7月21日（火）正午必着  
※郵送の場合も期限内の必着に限る。

(2) 質問書

- ① 提出書類：(様式3) 質問書  
※口頭による質問は受け付けない。  
※質問がない場合は、提出不要。
- ② 提出方法：電子メール
- ③ 提出先：oosakajimu@pref.kumamoto.lg.jp  
※電話で到達確認すること。（TEL：06-6344-3883）
- ④ 提出期限：令和8年（2026年）7月15日（水）正午必着
- ⑤ 質問に対する回答：熊本県ホームページに掲載する。

**6 企画提案書の提出**

企画提案書は、原則としてA4左綴じのクリップ止め（テープ等で止めない。）とし、次の順で編纂すること。なお、提案者名は提案書の表紙以外には記入しないこと。

番号	項目	様式等
1	表紙（提案書）	様式4
2	提案 ・実施方針 仕様書に掲げる目的を達成するための企画提案全体の趣旨・コンセプト等を具体的に記載 ・提案内容 仕様書「3 委託業務の内容」について、「2 委託目的」に沿った具体的な提案内容を記載	A4 任意
3	実施体制等 ・本業務の責任者（所属・職名・主な業務経歴等） ・体制図（スタッフの役割、職務遂行能力、実績等） ・直近3年間の本業務と類似する業務実績を評価できる資料、従事予定者の経験、能力を評価できる資料	A4 任意
4	業務工程表 ・契約締結から業務完了までのスケジュールについて、熊本県大阪事務所との契約締結に向けた協議期間を含め、業務の一連の流れが分かるように記載すること	A4 任意
5	見積書 ・業務項目ごとに数量、単位、単価を明示し、費用の内訳及び積算根拠が分かるよう記載すること ・消費税及び地方消費税の金額を算出し、上記と合わせて合計金額を記載すること	A4 任意
6	事業者の取組に関する申出書	様式5

・該当する項目については、書類（写し）を添付すること

(2) 提出方法等

- ① 提出方法：持参又は郵送（配達証明に限る）
- ② 提出書類：7部（正本1部、副本6部）
- ③ 提出先：〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-1-3  
大阪駅前第3ビル21階  
熊本県大阪事務所（Tel：06-6344-3883）
- ④ 提出期限：令和8年（2026年）7月31日（金）正午必着  
※郵送の場合は、期限内に必着。

(3) 企画提案書を無効とする場合

次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- ① 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき
- ② 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- ③ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ④ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき
- ⑤ その他、審査会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき

(4) 提出された企画提案書の取扱い

- ① 一度提出のあった書類については、追加、差替え及び再提出は原則として認めない。
- ② 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- ③ 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- ④ 県は、提案書の審査及び説明のため写しを作成、使用することがある。
- ⑤ 提出された提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公開することがある。

(5) 注意事項

事業実施においては、提案内容をベースに実施することとするが、内容について協議のうえ変更する場合がある。

## 7 受託者の選定方法

(1) 第一次審査（書類審査）

企画提案書の提出期限後、資格審査の上、審査会において、次の（2）の表の評価項目に基づき提案書等に記載された内容を審査し、3者程度の提案を選考する。

なお、必要に応じ電話等によるヒアリングを行う。選考結果については、提案書記載の住所あてに文書にて通知する。

※結果に関する問い合わせ、若しくは異議については応じない。

(2) 選考のポイント

選考に当たっては、次の評価項目について審査を行う。

審査項目	評価項目	配点
実施方針等 (配点55点)	① 仕様書で定めた業務内容を十分に理解した趣旨、コンセプトが具体的に示されている企画提案になっているか。	5
	② 企画されたプロモーションの内容で、熊本県の魅力（移住定住促進及び認知度向上等）が最大限伝わるような効果的かつ独自性のあるものとなっているか。	20

	③ 企画されたプロモーションの手法が、ターゲットに対して訴求力の高いものとなっているか。	15
	④ 作業計画が上記②、③の実現に向けて、妥当かつ現実的であるか。	15
実施体制等 (配点30点)	① 実施内容に対して、適切な人員が確保されているか、役割分担が明確かつ適切であるか、迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか	10
	② 本業務と類似の契約実績がどの程度あるか、関連した契約実績があつて業務を遂行するにあたり有益な知見があるか	10
	③ 組織として実施内容に関する幅広い知見、情報収集能力を有しているか、円滑に業務を遂行するためのバックアップ・管理体制があるか	10
概算経費 (配点10点)	予算範囲内において、提案内容と整合性がある経費（積算単価や数量）が適切に見積もられているか。	10
事業者の取り組み評価 (配点5点)	① 熊本県ブライツ企業の認定を受けている	1項目該当 ⇒1点 2項目該当 ⇒3点 3項目以上 ⇒5点
	② 障がい者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があること	
	③ 協力雇用主登録制度に登録があること	
	④ 事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等があること	
	⑤ 森林吸収量認証書の交付実績（今年度又は前年度）があること	
	⑥ 熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録していること	
	⑦ 熊本県SDGs登録制度に登録していること	
	⑧ パートナリシップ構築宣言に登録していること	
計		100

### (3) 最終審査（プレゼンテーション）の開催

第一次審査を通過した提案については、提案者が最終審査会においてプレゼンテーション（事業説明）を行うこととし、評価項目に基づき審査し、1者を受託候補者として選定する。

#### ① 最終審査会の開催日等

開催日：令和8年（2026年）8月17日（月）の予定

時間：別途通知 ※持ち時間は質疑等を含め30分間程度

場所：別途通知 ※熊本県大阪事務所（大阪府大阪市北区梅田1-1-3大阪駅前第3ビル21階）

実施方法：対面による質疑応答形式

結果：提案書記載の住所あて文書にて通知する

※審査会参加者からの選考理由又は結果に関する問い合わせ、若しくは異議については応じない。

## ② 審査員

委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、提案書の審査、委託候補者の選考を行う上記①の審査会を構成する審査員は、熊本県職員の中から業務の関連性を考慮して3名程度を選出する。

## ③ 審査及び委託候補者の選定

ア 最終審査会では、提案書及び参加者からのプレゼンテーション内容を「(2) 選考のポイント」にある評価項目に基づき審査し、最高得点者を本業務に適した委託候補者として選定する。

イ 審査員の持ち点は各100点とし、合計点は100点×3人=300点とする。また、最低基準を150点とし、最低基準に満たす提案がなかった場合は、委託候補者該当なしとして再度公告する。

ウ 最高得点で、同点の企画が複数出た場合、1位を選定した審査員の多い企画から順に委託候補者、次点者を決定する。さらに、同点の場合は、審査員の多数決により決定する。

エ 委託候補者が、「4 参加資格の要件」に該当しないことが判明した場合又は契約を辞退した場合には、次点者を委託候補者とする。

## 8 参加者が1者である場合の措置

(1) 参加者が1者であっても、審査会を実施する。

(2) 参加する者がいなかった場合、再度公告する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。なお、再度公告し、参加申込者が1者以上の場合、審査会を実施するものとする。

## 9 関係書類

関係様式等は、熊本県ホームページから入手すること。

## 10 委託契約の締結

熊本県は、委託候補者と協議を行い、契約条件を確認の上、改めて見積書を徴取し、予算額の範囲内で委託契約を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、次点者との契約について協議する。

## 11 契約保証金

契約に当たっては、熊本県会計規則第77条第1項により契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。

ただし、熊本県会計規則第78条の規定に該当する場合は免除とし、具体的には、次のとおりとする。

① 保険会社との間に熊本県を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

② 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

## 12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意の上、関係者とトラブルがないようにすること。
- (3) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、(様式6)参加辞退届を提出すること。
- (4) 本業務の契約に際しては、別紙「個人情報取扱特記事項」及び労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令を遵守すること。
- (5) 本事業の実施について、この要項に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

### 【提出先、お問い合わせ先】

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第3ビル2 1階

熊本県大阪事務所（担当：古閑）

TEL:06-6344-3883 FAX:06-6344-3807 mail:oosakajimu@pref.kumamoto.lg.jp